

# 関市農業委員会総会議事録

場所：武芸川事務所 3階大会議室

## ○議事日程

令和2年7月9日（木曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
- (6) 報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

## ○出席委員（17名）

1番 安田 美雄 君	2番 井戸 恒男 君	3番 川村 信子 君
4番 佐藤 平和 君	7番 片岡 篤夫 君	8番 森 邦彦 君
9番 八木 豊明 君	10番 杉山 徳成 君	11番 中村 雅博 君
12番 後藤 三郎 君	13番 安田 孝義 君	14番 増井 賢一 君
15番 土屋 尊史 君	16番 野村 茂 君	17番 日置 香 君
18番 永井 博光 君	19番 岩田 幸子 君	

## ○欠席委員（21名）

5番 遠藤 昭治 君      6番 野田 卓志 君

## ○委員以外の出席者

農林課主幹	山岡 透 君	農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君
農業委員会事務局係長	小森 康司 君	洞戸事務所主任主査	李 浩基 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（小石隆之君）定刻となりましたので、農業委員会を始めさせていただきます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）本日の、欠席委員のご報告でございますが、本日は5番遠藤委員、6番野田委員のお二人が欠席です。9番八木委員につきましては少し遅れて見えます。

○会長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により委員の過半数の出席により、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

○会長（野村茂君）1番安田委員、2番井戸委員のお二人に願を致します。

○会長（野村茂君）これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

申し訳ありませんが、今日の会議前に3ページの議案を再配布させていただきました。7番の案件につきまして農地が1筆抜けていますので、今日お配りした議案での確認をお願いします。議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は1ページになります。申請地は天神公民センターの北140mほどに位置する農振農用地区域外にある田、3筆2,673㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業耕作を拡大し一層の効率化を図りたいというもの。譲渡人は、高齢で農業が十分できないため、譲受人の要望に応えるというものです。

2番の案件 位置図は2ページになります。申請地は東田原公民館の北290mほどに位置する農振農用地区域内にある畑、231㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、イチゴ栽培をしており、拠点当該地域に移したいと考え、隣接地の住宅と申請地を取得し、農業経営に努めたいというもの。譲渡人は申請地を譲渡し、譲受人の農業経営の安定拡充に寄与したいというものです。

3番の案件 位置図は3ページになります。申請地は中濃厚生病院の東540mほどに位置する農振農用地区域内にある田、2,083㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、申請地近くに田を所有しており、農業経営の規模拡大をするというもの。譲渡人は、高齢のため、耕作ができないことから、譲受人の要望に応えるというものです。

4番の案件 議案は2ページ、位置図は4ページからになります。申請地は下有知南部公民センターの東北東180mほどに位置する農振農用地区域外にある畑、44㎡です。申請の目的は所有権移転です。譲受人は、農業規模拡大をしていきたいというもの。譲渡人は、高齢で農地の管理ができないため、農業経営者へ譲渡したいというものです。6番の案件と同時許可となります。

5番の案件 位置図は5ページからになります。申請地は下有知南部公民センターの東北東170mほどに位置する農振農用地区域外にある畑、45㎡です。申請の目的は所有権移転です。譲受人は、農業規模拡大をしていきたいというもの。譲渡人は、高齢で農地の管理ができないため、農業経営者へ譲渡したいというものです。

6番の案件 位置図は6ページになります。申請地は長良川鉄道関市役所前駅の北北東500mほどに位置する農振農用地区域内にある、田3,436㎡。申請の目的は、使用貸借権の設定です。使用借人は、農業規模拡大のため、申請地を借り受けるというもの。使用貸人は、高齢で、農地の管理ができないため、貸すというものです。4番の案件と同時許可となります。

7番の案件 議案は3ページ、位置図は7ページになります。申請地は東海環状自動車道関広見インターの南西650mに位置する農振農用地区域内にある田、10筆6,402㎡。申請の目的は、所有権の移転です。譲受人は農業経営を拡大し、生活の安定化を図るもの。譲渡人は、農業の担い手がいないため、農地の管理が困難になってきたことから、譲り渡したいというものです。

8番の案件 位置図は8ページになります。申請地は飛瀬集会所の西10mに位置する、農振農用地区域内にある畑、736㎡。申請の目的は、所有権の移転です。譲受人は、農業に興味があるため、農地を取得して農業に従事したいというもの。譲渡人は、申請人の希望により譲り渡したいというものです。

すべての案件について、6月15日、16日に現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。

以上、所有権の移転に関するもの7件、使用貸借権設定に関するもの1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第1号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）ないようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（発言なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第1号について原案のとおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）はい。ありがとうございます。全員挙手のため、議案第1号の8件について、原案のとおり許可することとします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第4条の規定により下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は、5ページになります。

1番の案件 位置図は9ページになります。申請地は片倉グラウンドの西140mほどに位置する登記地目、田、現況地目、雑種地84㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、貸駐車場です。申請人は、相続により申請地を取得したが、多忙で農地の管理ができないため、幹線道路沿いであることから、貸駐車場として利用したいというものです。6月16日に現地確認をしたところ、平成2年に雑種地としており、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は10ページになります。申請地は武儀やまゆり保育園の東600m及び更に東210mほどに位置する登記地目、田、現況地目、山林3筆1,000㎡。登記地目、畑、現況地目、山林119㎡。合計4筆1,119㎡。農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は植林です。申請人は周辺が山に囲まれているため申請地を山林として活用したいというものです。6月16日に現地確認をしたところ、昭和30年頃から山林となっており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

3番の案件 議案は6ページ、位置図は11ページになります。申請地は武儀やまゆり保育園の東210mほどに位置する登記地目、畑、現況地目、宅地135㎡。農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であるため、第2種農地と判断します。転用目的は、土木建築業倉庫です。申請人は、土木建築業を営んでおり使用する資材や機械、道具などを保管する倉庫を建築したいというものです。6月16日に現地確認をしたところ、昭和49年から、宅地となっており、始末書が添付されています。申請地は第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

以上、3件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第2号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）ないようですので、これより質疑を行います。議案第2号について質疑のある方はございませんか。

（発言なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第2号について、原案

のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(野村茂君) 全員挙手のため議案第2号の3件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。議案は7ページからになります。

1番の案件 位置図は12ページになります。申請地は富岡小学校の北80mほどに位置する登記地目 田、現況地目 畑2筆 242㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。使用借人は親と同居しているが、手狭になってきたため、申請地を借り、自己住宅を建築したいというもの。使用貸人は子供のために、申請地を貸すというものです。6月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は13ページになります。申請地は富岡小学校の西520mほどに位置する登記地目 畑、現況地目 雑種地363㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。使用借人はアパートに住んでいるが、土地がないため、父から土地を借り自己住宅を建築するというもの。使用貸人は子供の要望に応えるというものです。6月16日に現地確認をしたところ、既に宅地となっています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は14ページになります。申請地は富岡小学校の南西210mほどに位置する登記地目 田、現況地目 宅地651㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。使用借人は現在の住まいが手狭であることから、土地を借り、一般個人住宅を建てるというもの。使用貸人は借人の要望に応えるというものです。6月16日に現地確認をしたところ、区画整理事業地内のため宅地となっています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

4番の案件 議案は8ページ、位置図は15ページになります。申請地は富津橋の北250mほどに位置する登記地目 田、現況地目 畑3筆1,922㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。譲受人は、当該申請地の近くに高層な建物もなく、条件がいため太陽光パネルを設置したいというもの。譲渡人は譲受人の申し出に応えるというものです。6月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。また、本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であり、関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例に基づく届け出の対象になります。

5番の案件 位置図は16ページになります。申請地は関高等学校の南20mほどに位置する登記地目 畑、現況地目 雑種地161㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用目的は分譲住宅です。譲受人は申請地の周辺は生活環境もいため、分譲住宅として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応えるというものです。6月16日に現地確認をしたところ、昭和35年から雑種地として利用しており、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は17ページになります。天神公民センターの北130mほどに位置する田2,718㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用目的は宅地分譲です。譲受人は不動産業を営んでおり、申請地を宅地分譲地として利用したいというもの。譲渡人は譲受人の要望に応えるというものです。6月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

7番の案件 議案は9ページ、位置図は18ページになります。申請地は天神公民センターの東南東190mほどに位置する登記地目 田、現況地目 畑250㎡の内50.62㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅 庭 です。譲受人は、自宅敷地が手狭であるため、申請地を庭として利用したい。譲渡人は譲受人の要望に応えるというものです。6月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は19ページになります。申請地は天神公民センターの東南東190mほどに位置する登記地目 田、現況地目 畑250㎡の内199.38㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。譲受人は、現在の住居が狭く、申請地に一般個人住宅を建築するというもの。譲渡人は居住地も遠く、高齢であるため譲受人の要望に応えるというものです。6月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は20ページになります。申請地は野田集会場の北140mほどに位置する畑1,611㎡の内499㎡。農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域の農地のため、第1種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。使用借人は、現在アパートに住んでいるが、手狭になったため住宅を建築したいというもの。使用貸人は子供が住むための家を建築するために、土地を貸すというものです。6月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第1種農地であるため原則不許可であります。住宅、事業施設、公共・公益施設等が連担しているため、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件 議案は10ページ、位置図は21ページになります。申請地は上迫間公民館の南190mほどに位置する 畑349㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。譲受人は当該申請地の近くに居住しているが、手狭になったため住宅を建築したいというもの。譲渡人は譲受人の要望に応えるというものです。6月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。11番の案件と同時許可となります。

11番の案件 位置図は22ページになります。申請地は上迫間公民館の南210mほどに位置する 畑62㎡。農地の区分は農振農用地と住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。使用借人は当該申請地の近くに居住しているが、手狭になったため住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人の要望に応えるというものです。6月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。10番の案件と同時許可となります。

12番の案件 位置図は23ページになります。申請地は上迫間公民館の南480mほどに位置する 畑772㎡の内250.62㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。使用借人は現在同居しているが、親から土地を借り自己住宅を建築したいというもの。使用貸人は子供のために、土地を貸すというものです。6月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

13番の案件 議案は11ページ、位置図は24ページになります。申請地は富野中学校の南東210mほどに位置する登記地目 畑、現況地目、雑種地25㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は金属加工業、井戸です。譲受人は、金属加工業を営むため、工場及び作業に必要な水を確保するため、井戸として利用したいというもの。譲渡人は譲受人の要望に応えるというものです。6月16日に現地確認をしたところ、平成元年頃から井戸として利用しており、始末書が添付されています。申請地は 第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成するこ

とが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

14番の案件 位置図は25ページになります。申請地は白木野集会場の南西230mほどに位置する 田、4筆4,279㎡。農地の区分は農振農用地の農地及び住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は農地の嵩上げによる一時転用です。転用期間は3年です。賃借人は公共事業の残土処理場が不足しているため、申請地を利用したいというもの。賃借人は山に囲まれた、水はけが非常に悪い生産性の低い田であるため、農地を嵩上げし畑として利用したいというものです。6月15日に現地確認をしたところ、田で農地性有と確認しています。申請地は農振農用地ではありますが、例外規定である一時転用のため、転用はやむ得ないものと判断します。

15番の案件 議案は12ページ、位置図は26ページになります。申請地は桜ヶ丘小学校の東280mほどに位置する 畑、2筆1,048㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内のため、第2種農地と判断します。転用の目的は鍍金業駐車場及び資材置場です。譲受人は作業量が増加したことにより、従業員を増員するため、駐車場が不足することと、資材置場を確保するため申請地を利用したいというもの。譲渡人は後継ぎがないため、譲受人の申し出に答えるというものです。6月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、1000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要です。

16番の案件 位置図は27ページになります。申請地は富士塚公民センターの東140mほどに位置する 田、319㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。借受人は義理の父から土地を借り、個人住宅を建築するというもの。貸付人は子供のために土地を貸すというものです。6月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

17番の案件 位置図は28ページになります。申請地は下有知南部公民センターの北東180mほどに位置する登記地目 畑、現況地目 雑種地199㎡。農地の区分は水道管・下水管が整備された道路の沿道で申請地から500m以内に2つの医療機関があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、共同住宅駐車場です。譲受人は隣接するアパートに駐車場がないため、申請地を駐車場として利用したいというもの。譲渡人は農業経営の跡継ぎがないため、譲受人の要望に答えるというものです。6月15日に現地確認をしたところ、平成5年から駐車場として利用しており、始末書が添付されています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

18番の案件 議案は13ページ、位置図は29ページになります。申請地は関市役所西部支所の北400mほどに位置する登記地目 畑、現況地目 宅地105㎡。農地の区分は水道管・下水管が整備された道路の沿道で申請地から500m以内に1つの教育機関と1つの医療機関があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は刃物製造業作業場・物置です。使用借人は隣接地で刃物製造業を営んでいるが、受注量も増加し手狭になったため、作業場・物置を建築するというものです。使用借人は使用借人の要望に答えるというものです。6月15日に現地確認をしたところ、昭和45年から宅地として利用しており、始末書が添付されています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

19番の案件 位置図は30ページになります。赤土坂公民センターの北東280mほどに位置する登記地目 田、現況地目 畑998㎡。農地の区分は都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は分譲住宅です。譲受人は申請地の周辺的生活環境がいいことから、宅地分譲をしたいというもの。譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため譲り渡すというものです。6月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

20番の案件 位置図は、31ページになります。申請地は山田公民センターの南140mほどに位置する 畑340㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。譲受人はアパート

に現在住んでいるが、手狭になったため住宅を建築したいというもの。譲渡人は譲受人の要望に応えるというものです。6月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

21番の案件 議案は14ページ、位置図は32ページになります。申請地は関市東地域包括支援センターの東500mほどに位置する 畑241㎡。農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は植林です。譲受人は自宅裏に桜を植えたいというもの。譲渡人は仕事が忙しく、耕作することができないため、譲受人の要望に応えるというものです。隣地農地所有者の承諾を得ております。6月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

22番の案件 位置図は33ページになります。申請地は武儀やまゆり保育園の南110mほどに位置する登記地目 畑、現況地目 宅地29㎡。農地の区分は中山間地域等の未整備の小規模農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。譲受人は隣接する土地と申請地を利用し、一般個人住宅を建築するというもの。譲渡人は、耕作できないため、譲り渡すというものです。6月16日に現地確認をしたところ、平成6年から宅地として利用しており、始末書が添付されております。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

23番の案件 位置図は34ページになります。申請地は舟山集会所の西北西550mほどに位置する 畑92㎡。農地の区分は中山間地域等の未整備の小規模農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は植林です。譲受人は隣接する土地と申請地を一体利用し、桜の木を植えたいというもの。譲渡人は譲受人の要望に応えるというものです。6月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

24番の案件 議案は15ページ、位置図は35ページになります。申請地は中濃消防組合洞戸出張所の東190mほどに位置する 登記地目畑、現況地目 雑種地2,651㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は合成樹脂原料製造販売駐車場及び資材置き場です。譲受人は事業拡大のため、専用駐車場及び資材置場として造成するというもの。譲渡人は営農規模の縮小を考えていたため、譲受人の要望に応えるというものです。隣地承諾書が添付されています。6月16日に現地確認をしたところ、令和元年に雑種地として利用しているため、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの15件、使用貸借権設定に関するもの8件、賃貸借件設定に関するもの1件、計24件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第3号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）ないようですので、これより質疑を行います。議案第3号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手願います。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）はい。ありがとうございました。全員挙手のため、議案第3号の24件を原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

次に、議案第4号農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。議案は、16ページからになります。

賃貸借権設定に関するものについて、更新が田、5筆5,624㎡。畑、4筆12,218㎡。9筆17,842㎡。使用貸借権設定に関するものについて新規1筆1,985㎡です。地区は、武芸川町谷口、宇多院、西田原、大杉、東田原の5地区です。権利の設定を受ける者は、有限会社むげがわ農産外でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第4号について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（発言なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）はい。ありがとうございました。全員挙手のため議案第4号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、3条賃貸借設定した土地の合意解約の届出がありましたのでついて、報告させていただきます。議案は17ページになります。

1番の案件 届出地は、山田地区の畑、2筆495,37㎡。賃借人は、酒井田幸寛です。合意解約成立日は、令和2年5月30日です。

以上、報告させていただきます。

○議長（野村茂君）報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりです。

○議長（野村茂君）ご審議いただきましてありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

午前10時43分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

\_\_\_\_\_ 印

1番

\_\_\_\_\_ 印

2番

\_\_\_\_\_ 印